

消費者委員会への諮問について

景品表示法上の不当表示規制の実効性を
確保するための新たな措置の必要性について

1. 不当表示規制の実効性を確保するための新たな措置の必要性

不当表示規制の実効性を確保するために、新たな措置を講ずる必要があるか。

【平成20年景品表示法改正法案】

不当表示規制の実効性を確保するための新たな措置の必要性が認識され、法案が提出される。（資料2を参照）

【最近の問題発生状況】

○行政手法研究会取りまとめ

「…直近3年間でも、平成20年度41,819件と比較し、20%強の増加となっている。このように、表示・広告の問題の増加ないし懸念の高まりがうかがえる。」（次ページ資料を参照）

【現在の対応の状況】

○行政手法研究会取りまとめ

「不当表示事案の中には、事業者による不当表示がどの程度消費者の商品選択に影響したかの立証が容易ではない場合が多いこと、被害額の算定(立証)が容易ではない場合が多いこと、損害額が算定できたとしても訴訟にかかる費用よりも少額である場合が多いこと(費用対効果の問題)等から、そもそも民事訴訟になじまない又は民事訴訟による不当な収益の剥奪が困難な場合も多い。そのため、民事訴訟手続によっては事業者の不当な収益を剥奪できず、消費者裁判手続特例法案が成立したとしても、事業者にやり得が残り、同様の行為(不当表示)がなされる可能性がある…」

「景品表示法上の措置命令は、特に再犯防止(同一事業者が不当表示を繰り返すことの防止)という観点からは、実効的に機能していると見ることもできるが、他方で、そのような再犯防止にとどまらない一般的な不当表示抑止機能を実効的に果たしているとまでは言えないと考えられるとの指摘がなされた。そして、景品表示法に、不当表示を一般的に抑止するための新たな措置を導入することには意義があると考えられる…」

1. 不当表示規制の実効性を確保するための新たな措置の必要性

○不当表示に対する措置命令件数(年度別)

平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
12	20	28	37	25(※)

※平成25年12月末現在の件数。

○年度別にみた消費生活相談の相談内容分類の件数

内容 \ 年度	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012
契約・解約	375,716	461,341	640,834	1,244,569	1,646,361	1,086,432	918,997	855,872	761,630	705,962	675,299	616,790	601,443
販売方法	217,680	270,273	361,562	650,923	872,671	583,342	480,369	426,138	369,053	344,088	369,986	401,553	403,279
価格・料金	80,763	100,561	130,810	159,208	131,508	144,760	155,049	163,332	151,326	150,259	173,799	162,707	146,440
品質・機能・役務品質	88,788	87,217	95,029	83,617	79,261	89,128	90,531	104,472	102,765	111,313	116,839	124,610	118,882
接客対応	54,296	56,404	66,557	65,152	64,176	81,804	86,876	101,125	99,876	115,088	121,222	126,507	128,246
表示・広告	15,948	21,356	28,689	32,006	47,090	45,229	41,492	45,360	41,820	41,503	46,083	50,916	49,492
消費生活相談全体に対する比率(%)	2.9	3.3	3.3	2.1	2.5	3.5	3.7	4.3	4.4	4.6	5.2	5.9	5.9
法規・基準	17,324	20,789	30,074	37,019	37,520	43,430	41,312	39,823	36,120	32,378	37,625	34,732	32,373
安全・衛生	18,029	16,709	20,318	16,958	16,641	24,701	24,571	31,259	30,237	33,214	30,203	33,998	29,139

(出典) 国民生活センター「消費者年報2010」、「消費生活年報2013」

※相談内容別分類は複数回答項目。

1. 不当表示規制の実効性を確保するための新たな措置の必要性

不当表示事案において、違反行為者は、「一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれ」(景品表示法第4条第1項第1号・第2号など)のある行為をしていることになる。これにより、業種にかかわらず、不当な表示によって本来実現できなかったはずの売上により利益(いわゆる「やり得」)を得ることになる。この「やり得」は、本来消費者に返還されるべき場合もあるなど、違反行為者が保持する合理的理由はない。



しかし、不当表示事案では、

- ・ 個々の消費者が実際にどの程度の損害を被ったのかを算出することが困難な場合が多いと考えられるほか、
- ・ 算出したとしてもその金額が僅少である

など、その特性上、民事訴訟になじまない場合も多く、消費者裁判手続特例法を含め、民事訴訟手続による対応だけでは十分でなく、また、自主的な返金等の対応がされていない場合には、「やり得」が残ることとなる。



1. 不当表示規制の実効性を確保するための新たな措置の必要性

また、景品表示法上の措置命令は、違反行為者に不当表示をやめさせ、誤認の排除をさせるためのものであり、違反行為者の「やり得」を吐き出させるためのものではない。

そのため、景品表示法上の措置命令は、事業者が不当表示を行うことが繰り返し起きている現状に対し、経済的な観点からは、一般的な不当表示抑止機能を実効的に果たしているとはまではいえないものと考えられる。



不当表示規制の実効性をより一層確保するため、違反行為者に「やり得」をさせないようにする新たな措置を講ずべきではないか。

2. 新たな措置として講じる手法

不当表示規制の実効性を確保するための新たな措置として、どのような措置を講ずることが適当か。

【平成20年景品表示法改正案】

違反行為者の「やり得」を防止することを通じて、不当表示に対して十分な抑止力が担保されるようにするため、不当表示を行った事業者に対して課徴金の納付を命ずる制度を導入する。



景品表示法の消費者庁の移管に際して、同法上の不当表示に対する課徴金制度の導入については、被害者救済制度の総合的な検討を実施する際にあわせて検討することとされた。

経済的不利益を賦課する制度

【不当表示規制に係る課徴金制度の意義】

○行政手法研究会取りまとめ

「そもそも民事訴訟になじまない又は民事訴訟による不当な収益の剥奪が困難な場合も多い。そのため、民事訴訟手続によっては事業者の不当な収益を剥奪できず、消費者裁判手続特例法案が成立したとしても、事業者によりやり得が残り、同様の行為(不当表示)がなされる可能性があるため、こうしたやり得を剥奪して事業者が不当表示を行うインセンティブを奪うことにより不当表示を抑止することを目的とした賦課金制度の導入の意義・必要性は、なお認められる」

※ 「事業者が賦課金を納付することにより、被害者に対する被害回復のための原資が無くなるとすれば、被害回復が図られなくなることに注意が必要である」との指摘を踏まえた制度設計が必要。

2. 新たな措置として講じる手法

直罰規定

【不当表示に係る刑事罰】

○不正競争防止法（誤認惹起行為の禁止）

- ・不正の目的をもって、商品の原産地、品質、内容、製造方法や、サービスの質、内容などについて、需要者が誤認するおそれのある表示をし、又はそのような表示をした商品を譲渡する行為等を禁止（第21条第2項第1号）
- ・商品の原産地、品質、内容、製造方法や、サービスの質、内容などについて、需要者を誤認させるような虚偽の表示をする行為を禁止（第21条第2項第5号）
⇒ 個人：5年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金又はこの併科 / 法人：3億円以下の罰金

○農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（JAS法） （原産地について虚偽の表示をした飲食料品を販売行為の禁止）

- ・品質表示基準において表示すべきこととされている原産地（原料又は材料の原産地を含む。）について虚偽の表示をした飲食料品を販売する行為を禁止（第23条の2）
⇒ 個人：2年以下の懲役若しくは200万円以下の罰金 / 法人：1億円以下の罰金

⇒ 平成24年の食品の産地等偽装表示事犯の検挙事件は20事件（不正競争防止法違反が19事件、JAS法違反が1事件）
（出典：警察庁警察庁生活安全局生活経済対策管理官「平成24年中における生活経済事犯の検挙状況等について」）

2. 新たな措置として講じる手法

【刑事罰の目的】

○金融庁「市場監視機能・体制の強化について」証券取引法等改正法案(平成16年)概要

「刑事罰には、謙抑性・補充性の原則(刑事罰は重大な結果を伴うことから、人権保障等の観点から、刑事罰を用いなくとも他の手段で法目的を達成することができる場合は、刑事罰の発動は控えるべきという考え方)が存在。」

○公正取引委員会「独占禁止法見直しに対する指摘及び公正取引委員会の考え方」

「課徴金は、カルテル・入札談合等の違反行為防止という行政目的を達成するため、不当利得相当額以上の金銭を徴収する行政上の措置である。他方、刑事罰は、過去の違反行為の反社会性・反道徳性に着目し、違反行為に対する応報の観点から、違反行為者に対して道義的・社会的非難を加えることを本旨とし、これに伴い違反行為の抑止(一般予防)効果も期待するものである。」

「違反行為を抑止するという観点では、刑事罰が最も効果があるが、謙抑性・補充性に配慮して適用すべきであるとされている。他方、行政法令では、一般に、法令上の規範の実効性を確保するために、①いわゆる事業法では、違反行為があった場合に営業停止、免許取消しの処分がなされ、また、②一般の事業者・個人を対象とした行政法令において不正な利得を得ることを目的とした違反行為に対する規制では、不正に得た利得以上に金銭を徴収する措置等によって違反行為防止が図られている。こうした刑事罰・行政処分それぞれの機能の相違を踏まえ、行政処分等によって法目的を達成することができる場合には刑事罰を適用せず、悪質・重大な事案など行政処分だけでは法目的の達成が十分でない場合には、更に刑事罰を科し道義的非難も加えることにより、法目的を達成することが適当であるとされており、我が国の法体系はこのような考え方を基本としている。」

業務停止命令

【不当表示規制に係る業務停止命令】

○行政手法研究会取りまとめ

「業務停止については、不当表示が排除されれば、不当表示を規制するという法目的が達成されるにもかかわらず、業務そのものを停止できるのかについては、法制上の課題がある。」

2. 新たな措置として講じる手法

【直罰規定】

- ・ 不当表示に係る直罰規定は、不正競争防止法・JAS法等に既に存在。
- ・ 刑事罰には謙抑性・補充性の原則がある。また、刑事罰は、道義的非難を加えることを目的としており、それにより金銭的不利益があるとしても、違反行為者の「やり得」をはく奪するためのものではない。

【業務停止命令】

不当表示規制という目的を越えた過剰な規制になるおそれ。(不当表示の対象となっていた商品・役務について、その不当表示を止めさせれば抑止の目的は達成される。それ以上に、商品の販売や、その他の業務についてまで停止させるのは、目的の達成のために必要な手段とはいえないと考えられる。)



直罰や業務停止命令のような措置に対し、経済的不利益を賦課する制度に基づき「やり得」をはく奪する方が、不当表示行為の抑止の実効性の確保という目的を、直接かつ機動的に実現することができると考えられるのではないか。(特に、違反行為者に多額の利得が生じるような場合等)



不当表示規制の実効性を確保するための新たな措置としては、経済的不利益を賦課する制度を検討し、それ以外の他の手法については、経済的不利益を賦課する制度を検討した上で、なお必要があると認められる場合に、それぞれの課題等について更なる検討をすべきでないか。